⑵　清算株式会社は、協定債権者エヌ・エル・シー（別表債権者番号１。ただし、エヌ・エル・シーが有する一般債権のうち、1,010,000,000円分に限る。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、410,000,000円を支払う。

⑶　免除

本件一般債権者及びエヌ・エル・シーは、上記⑴のイ又は⑵の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。

⑷　追加配当

上記⑴による弁済後、新たな会社財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを上記⑶により、弁済と同時に免除を受けた本件一般債権者の各一般債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、上記⑶による免除の効力は失われるものとする。

５　担保権付債権

本協定による担保権付債権とは、清算会社所有の不動産に担保権を有する協定債権（別表債権者番号７、10、19）とする。

⑴　担保権付債権の弁済額及び弁済方法

清算株式会社は、担保権付債権の対象となっている不動産（以下「本件対象不動産」という。）について、これを換価処分し、換価終了後速やかに、換価総額より、当該換価手続にかかる公租公課、仲介手数料、登記費用等の手続費用等の諸費用を控除した残額を弁済原資総額とし、これを本件対象不動産の担保権付債権者である株式会社北海道銀行、旭川信用金庫及び北門信用金庫（以下「本件担保権付債権者」という。）との協議においてその弁済額を決定し、弁済する。

⑵　免除

本件担保権付債権者は、本件対象不動産の全てについて換価処分が終了し、最終の換価代金から上記５の⑴の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各担保権付債権の総額から各弁済額を控除した残額につきその債務を免除する。

なお、この場合、本件担保権付債権者は、本件対象不動産の換価代金から弁済を受けられなかった部分について、上記４の⑴による按分弁済の対象とはならない。

６　相殺

各協定債権者は、その有する一般債権と清算株式会社に対して負担する特別清算開始決定日時点の債権との間においてその対当額で相殺することができるものとし、各協定債権者が相殺を行う時点で預金残高等が特別清算開始決定日時点の残高から減少している場合には、清算株式会社は当該協定債権者に対し、速やかにその不足額を弁済する。

（別表省略）

札幌地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２３年（再）第２号

群馬県太田市新田木崎町170

再生債務者　株式会社三興製作所

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　群馬県前橋市新前橋町１番35号　法律事務所コスモス　弁護士　吉野　　晶

平成23年４月27日　　前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再）第３０号

東京都千代田区大手町２丁目１番１号

再生債務者　株式会社ジュエリー・フオンド

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号　虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭

平成23年４月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３１号

東京都千代田区大手町２丁目１番１号

再生債務者　株式会社ジュエリー・ストリーム

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号　虎ノ門倉並ビル２階　北・望月法律事務所　弁護士　北　　秀昭

平成23年４月26日

東京地方裁判所民第第20部

平成２３年（再）第３２号

東京都新宿区西新宿６丁目５番１号

再生債務者　株式会社リンク・ワン

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都千代田区神田紺屋町27番地１　長浜ビル　長浜総合法律事務所　弁護士　長浜　周生

平成23年４月28日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号

福井県越前市新町第７号８番地

再生債務者　武生商業開発株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　福井市春山１丁目３番４号藤井ビル１階　福井さくら法律事務所　弁護士　森口　功一

平成23年４月26日　　福井地方裁判所

平成２３年（再）第２号

福井県越前市新保町第32号１番地の１

再生債務者　丹南開発株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　福井市春山１丁目３番４号藤井ビル１階　福井さくら法律事務所　弁護士　森口　功一

平成23年４月26日　　福井地方裁判所

平成２３年（再）第６号

宮崎県宮崎市高千穂通１丁目８番28号

再生債務者　高口　昌三

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　宮崎市宮田町11番23号　黒木ハイツ201　町元法律事務所　弁護士　町元　真也

平成23年４月28日　　宮崎地方裁判所民事部

監督命令取消

平成２２年（再）第１号

山口県光市室積東ノ庄15番１号

再生債務者　田中　　進

主文　平成22年11月１日にした監督命令を取り消す。

平成23年４月28日　山口地方裁判所周南支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号

北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町４番地の32

再生債務者　株式会社西村組

１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年５月25日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月22日から平成23年７月６日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２３年（再）第１号

群馬県前橋市大友町１丁目18番７号

再生債務者　社団法人群馬県林業公社

１　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年５月25日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月30日から平成23年７月14日まで

前橋地方裁判所民事部

平成２３年（再）第５号

千葉市稲毛区長沼町239番地66

再生債務者　塚本建設工業株式会社

１　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年６月２日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成23年６月23日から平成23年６月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生債権の一般調査期間変更

平成２３年（再）第１号

栃木県那須郡那珂川町三輪字ハヌキ沢1283番地

再生債務者　那須八溝物産株式会社

一般調査期間　平成23年５月20日から平成23年５月30日まで

平成23年４月26日　　宇都宮地方裁判所

平成２３年（再）第２号

栃木県那須郡那珂川町小口1719番地

再生債務者　株式会社南平台観音湯

一般調査期間　平成23年５月20日から平成23年５月30日まで

平成23年４月26日　　宇都宮地方裁判所

平成２３年（再）第３号

栃木県宇都宮市簗瀬町813番地６

再生債務者　有限会社ろくはら

一般調査期間　平成23年５月20日から平成23年５月30日まで

平成23年４月26日　　宇都宮地方裁判所